

賦課金に関する規約一部変更

日本繊維輸入組合

一. 変更する箇所

賦課金に関する規約を以下のように変更する。

変更案	現行																
<p>第 4 条 実績賦課金は、次に掲げる率により算定するものとし、本組合から請求書を受領した後、遅滞なく本組合に納付しなければならない。 実績賦課金 $\frac{0.36}{1,000}$</p> <p>ただし、当該年度の輸入額が 50 億円以上のものについては次の料率を適用する。 なお、実績賦課金は輸入価格（課税価格）により算出し、換算は公定通貨レートによるものとし、当該輸入額に係る料率の適用は、請求月の前月末に決定し、請求月の輸入については同一の料率とする。</p> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">50 億円以上 250 億円未満</td> <td style="text-align: center;">$\frac{0.30}{1,000}$</td> </tr> <tr> <td>250 億円以上 500 億円未満</td> <td style="text-align: center;">$\frac{0.17}{1,000}$</td> </tr> <tr> <td>500 億円以上 750 億円未満</td> <td style="text-align: center;">$\frac{0.10}{1,000}$</td> </tr> <tr> <td>750 億円以上</td> <td style="text-align: center;">$\frac{0.07}{1,000}$</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">なお、実績賦課金一請求あたり 1,000 円未満のものは賦課しない。</p> <p>また、実績賦課金は、定款第 2 条の別表を所管する部門以外の取扱いについて、組合員より申し出があり、組合が確認できた場合に限り、賦課しない。</p>	50 億円以上 250 億円未満	$\frac{0.30}{1,000}$	250 億円以上 500 億円未満	$\frac{0.17}{1,000}$	500 億円以上 750 億円未満	$\frac{0.10}{1,000}$	750 億円以上	$\frac{0.07}{1,000}$	<p>第 4 条 実績賦課金は、次に掲げる率により算定するものとし、本組合から請求書を受領した後、遅滞なく本組合に納付しなければならない。 実績賦課金 $\frac{0.3}{1,000}$</p> <p>ただし、当該年度の輸入額が 50 億円以上のものについては次の料率を適用する。 なお、実績賦課金は輸入価格により算出し、換算は公定通貨レートによるものとし、当該輸入額に係る料率の適用は、請求月の前月末に決定し、請求月の輸入については同一の料率とする。</p> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">50 億円以上 250 億円未満</td> <td style="text-align: center;">$\frac{0.25}{1,000}$</td> </tr> <tr> <td>250 億円以上 500 億円未満</td> <td style="text-align: center;">$\frac{0.14}{1,000}$</td> </tr> <tr> <td>500 億円以上 750 億円未満</td> <td style="text-align: center;">$\frac{0.08}{1,000}$</td> </tr> <tr> <td>750 億円以上</td> <td style="text-align: center;">$\frac{0.06}{1,000}$</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">なお、実績賦課金一請求あたり 1,000 円未満のものは賦課しない。</p> <p>また、実績賦課金は、定款第 2 条の別表を所管する部門以外の取扱いについて、組合員より申し出があり、組合が確認できた場合に限り、賦課しない。</p>	50 億円以上 250 億円未満	$\frac{0.25}{1,000}$	250 億円以上 500 億円未満	$\frac{0.14}{1,000}$	500 億円以上 750 億円未満	$\frac{0.08}{1,000}$	750 億円以上	$\frac{0.06}{1,000}$
50 億円以上 250 億円未満	$\frac{0.30}{1,000}$																
250 億円以上 500 億円未満	$\frac{0.17}{1,000}$																
500 億円以上 750 億円未満	$\frac{0.10}{1,000}$																
750 億円以上	$\frac{0.07}{1,000}$																
50 億円以上 250 億円未満	$\frac{0.25}{1,000}$																
250 億円以上 500 億円未満	$\frac{0.14}{1,000}$																
500 億円以上 750 億円未満	$\frac{0.08}{1,000}$																
750 億円以上	$\frac{0.06}{1,000}$																

二. 変更の理由

組合員の負担軽減の観点から賦課率を段階的に低減したところ、剰余金が適正水準を下回り、今後も収支赤字が見込まれるため、賦課率を改訂し安定的な運営を図ることとする。

附 則

この適用は 2018 年 4 月度通関分より適用する。